平成２６年（フ）第１４３号
香川県高松市西宝町１丁目１番５号
債務者　後藤　伸正
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　史人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６２号
宮城県名取市増田７丁目３番３―315号　ピアクリスタルＣ
債務者　高野　伸也
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９０号
仙台市宮城野区清水沼１丁目３番27号　加清荘２
債務者　加畑　恵美
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田恭章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
仙台市泉区南光台２丁目14番47号　コスモハイツ旭ケ丘303
債務者　堀内　麻美
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
静岡市駿河区登呂３丁目７番３号　富士見団地４棟101号、旧住所静岡市駿河区下川原４丁目３番16号
債務者　手島　弘二
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３号
奈良県御所市室50、住民票上の住所奈良県御所市大字室94番地の１
債務者　西本加代子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖谷　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２００号
和歌山市松江中３丁目８番45号
債務者　垣内　弘幸
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０９号
福岡県久留米市善導寺町与田98番地10
債務者　上村　和人
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米倉　智昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３６号
宮城県石巻市向陽町１丁目８番14号　エスペロ向陽町203号、前住所宮城県登米市豊里町下屋浦10番地１　キャンディハウスＡ102号室
債務者　佐々木虹平
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
奈良県大和高田市礒野新町２―１―325、住民票上の住所大阪府富田林市喜志町４丁目６番15号
債務者　福島　睦代
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
奈良県香芝市穴虫616番地２、前住所大阪府東大阪市太平寺１丁目６番29号
債務者　廣瀬歯科商店こと　廣瀬　良隆
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
奈良県香芝市穴虫616番地２
債務者　廣瀬　達子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
函館市高盛町21番10号　コーポ平田５号室
債務者　小野　尊幸
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２０８号
函館市本町22番14号　仲アパート203号室
債務者　石畑　圭子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２１１６号
大阪府高槻市野田２丁目29番５―211号、前住所大阪府高槻市城南町１丁目24番１号　ロニーハイツ千代202号
債務者　大城勝次こと　朴　　勝次（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６８９号
大阪市鶴見区浜５丁目６番31号
債務者　薦田　捷惠
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部